

水道の種類

根拠法令	種類		事業主体	定義	富山県での現状	所管省庁	県庁内の担当課
下水道法	公共下水道	(狭義の)	市町村	主として市街地の下水を排除、処理	9市17町1村で実施	国土交通省	下水道課
		公共下水道	市町村	市街地以外の農山漁村や観光地等の下水を排除、処理	9市17町5村で実施		
		特定環境保全公共下水道	市町村	特定の工場や事業場から排出される汚水を処理	該当なし		
	流域下水道		県	2以上の市町村からの下水を広域的に処理	小矢部川流域下水道 神通川左岸流域下水道		
	都市下水路		市町村	主として市街地の雨水を排除するための水路	9市11町で実施		
その他法令	生活排水処理施設	農業集落排水施設	市町村 土地改良区	農業振興地域の下水を排除、処理		農水省	農村環境課
		漁業集落排水施設	市町村	漁業集落地域の下水を排除、処理			水産漁港課
		林業集落排水施設	市町村	林業集落地域の下水を排除、処理			森林政策課
		簡易排水施設	市町村	山村等中山間地域の下水を排除、処理			森林政策課
		コミュニティ・プラント	市町村	一定規模以上の地域においてし尿処理施設を中心に下水を排除、処理		環境省	環境政策課
		浄化槽市町村整備推進事業	市町村	下水道の予定整備区域以外で一定の要件に該当する地域を合併処理浄化槽で			
		合併処理浄化槽	個人	下水道の未整備地区においてし尿と生活雑排水を合わせて浄化槽で処理			
		個別排水処理施設	市町村	集合排水処理区域の周辺部を合併処理浄化槽で処理		総務省	
		小規模集合排水処理施設	市町村	2戸以上20戸未満の小規模な地域の下水を排除、処理			